

2025 年 5 月 2 日
日本銀行決済機構局

C B D C フォーラム W G 3
「K Y C と ユーザー 認証 ・ 認可」
第 12 回 会 合 の 議 事 概 要

1. 開催要領

(日時) 2025 年 2 月 4 日 (火) 14 時 00 分～16 時 30 分
(形式) 対面形式および W e b 会議形式
(参加者) 別紙のとおり

2. プレゼンテーション

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、大日本印刷株式会社よりプレゼンテーションが行われた。概要は以下のとおり。

(1) 対面における K Y C、認証について① (株式会社みずほ銀行)

—— プレゼンテーション資料は別添 1 を参照。

銀行における対面での K Y C ・ 認証について、実務や金融犯罪対策の観点から紹介した上で、C B D C における対面取引についての論点を挙げる。

対面の口座開設では、犯罪収益移転防止法 (以下、犯収法) に基づき、本人確認および取引時確認を実施しており、本人確認書類を基に、氏名・住所・生年月日等の本人特定事項と、主にお客さまからの申告を基に取引目的・職業・事業内容等の顧客管理事項を確認している。なお、対面で利用可能な本人確認書類は、運転免許証やマイナンバーカードをはじめ、船員保険被保険証や自衛官診療証等、多岐にわたる。

本人確認書類には、1 点のみの提示で受付可能なものと、2 点の提示が必要なものが存在しており、店頭の職員はその組み合わせや種類を理解し対応する必要がある。しかし、目にする機会の少ない本人確認書類が提示された場合は、当該書類が本人確認書類として受付可能かについて本部への照会が必要となることも多く、店頭・本部共に負担が大きい実態がある。

当局からの要請等もあり、在留カードを保有しているお客さまにはその提示を依頼し、在留期限超過となった場合は取引制限がかかる等の留意事項を

説明しており、通常よりも一層丁寧な対応を行っている。

特殊詐欺等の金融犯罪の増加を背景に A M L / C F T や金融犯罪対策の強化が求められている。こうした状況下、現金等の取引や、高額な取引、頻繁な取引等の一般的に不正リスクが高いと思われる取引には、通常の確認事項に加えて取引のエビデンスとなる契約書類等の提出を依頼する場合がある。そうした確認を行っても、最終的に不審点が払拭できない場合は取引を断るケースもある。このような取り組みもあり、口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の件数は直近数年で急激な増加傾向にある。

2024 年 6 月に政府より「国民を詐欺から守るための総合対策」が公表され、金融機関に対して、高齢者の A T M での振込・引出制限や、不審な取引の警察への通報、本人確認書類の I C チップ読み取り等による金融犯罪対策の強化が要請された。

当行では、本人確認手続強化の一環として、2024 年 11 月より一部店舗にて真贋判定ツールを導入し、今後段階的に導入店舗を拡大していく予定である。

最後に、ディスカッションのための論点を整理する。

上述のとおり、対面の K Y C における現状として、本人確認書類が多岐にわたり確認負担が大きいほか、昨今の金融犯罪情勢や当局・社会的な要請を踏まえ対面での確認負担が増加している。こうした背景を踏まえて、C B D C における対面の K Y C については、簡略化が必要と考えられ、そのためのディスカッションポイントを 2 点挙げる。

1 点目は、本人確認手続きについて。上述のとおり、本人確認の強化に伴い確認負担が増加しているため、対応する本人確認書類の種類について I C チップを搭載しているマイナンバーカード、運転免許証、在留カードに限定する等の簡略化が求められるのではないかと。

2 点目は、金融犯罪対策強化に伴うお客さまの理解促進について。金融犯罪の被害が高齢者に多い理由の一つには商品の理解不足があると考えられる。これを防ぐには、対面取引時に十分な説明が必要である。しかし、その説明負担は店頭の職員への業務負担になるため、C B D C ではお客さまの理解促進と店頭の説明負担軽減を両立するシンプルな商品設計が必要ではないかと。

以上について、各参加者の意見やコメントを伺いたい。

(2) 対面における K Y C、認証について②(株式会社三井住友銀行)

—— プレゼンテーション資料は別添 2 を参照。

銀行における対面での取引時確認と疑わしい取引懸念先への対応について説明した上で、グループディスカッションでのポイントについて整理したい。

口座開設や大口現金取引等の特定取引を行う際には、取引時確認が必要となり、氏名・住所・生年月日等の本人特定事項と、取引目的・職業・外国 P E P s 等の顧客管理事項の確認を行う。特定取引を行いたいお客さまと、実際の手続きを行う手続き者が異なる場合は、手続き者の本人特定事項や、お客さまと手続き者の関係、代理権の有無等を確認しており、手続き者が個人のお客さまの場合、法定代理人であるか、委任状を持っているか等で代理権の有無を判断している。

本人特定事項は、犯収法上有効な本人確認書類の提示により確認しており、書類 1 点の提示で良いもの、書類 2 点の提示が必要なもの、書類の提示に加え記載された住所への転送不要郵便による郵送確認が必要なもの等の違いがある。また、本人確認書類が有効期限内であるかも確認しており、有効期限の記載がない場合は発行日から 6 ヶ月以内か等も確認している。

預貯金口座の役割としては、日本での生活を支える社会インフラの側面もあるため、日本国籍を有していないお客さまからの口座開設等の申出もある。その際には、本人特定事項と顧客管理事項に加え、在留カード等の提示による国籍、在留資格、在留期間等も確認している。また、「国民を詐欺から守るための総合対策」にもある通り、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が金融犯罪等に利用される実態がみられることから、当行では口座開設時に口座の売買・譲渡・貸し借りは犯罪である旨を説明し、注意喚起している。

代表的な金融犯罪として、高齢者を狙った振り込め詐欺や、還付金詐欺、架空料金請求詐欺等の特殊詐欺があるため、当行では、店頭・A T M 付近において、高齢者のお客さまを中心に特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起を行っている。

取引目的が不明確な場合や取扱金額が過大な場合等の不審点があれば、お客さまの取引内容、状況等について追加の確認を行っている。確認に応じてもらえない場合や回答が不明瞭で疑義が払拭できない場合は、疑わしい取引懸念先として対応することになる。確認を行った際にお客さまが不快に思われる場合もあるが、当行ホームページに掲載している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた当行の取り組みをご案内するとともに、全銀協・金融庁作成の取引時確認に対するご理解・ご協力をお願いするチラシをお渡しする等によって、お客さまにはご理解いただ

けるように努めている。

当行では、偽造本人確認書類による口座開設防止のため、2023 年 4 月より店頭で真贋判定補助機器を段階的に導入し、本人確認書類のスキャンによって真贋判定を行っている。スキャンの拒否や、判定結果が N G の場合は、取引の謝絶や、必要に応じて警察へ連絡を行う。但し、判定結果が N G の場合は、券面の汚れや I C チップの破損等による誤作動の可能性を考慮し、必要に応じて他の本人確認書類による確認を実施している。

次に、疑わしい取引懸念先への対応について説明する。

警視庁発表の「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和 5 年）」によると、特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は、2020 年度までは年間 40 万件程度で推移していたが、2021 年度以降増加傾向にあり、2023 年度には年間 70 万件を超え過去最多となっている。

続いて、疑わしい取引の参考事例を 4 つ紹介する。

1 つ目は、口座開設時に親族や通訳ではない知人が同伴しているケース。高齢のお客さまの場合、親族や法定代理人等がお客さま本人に代わり手続き行うのは珍しくはないが、知人が同伴するケースでは、口座開設者ではない別の利用者が存在する懸念がある。

2 つ目は、お客さま自身の名前や生年月日等、普段書き慣れているはずの本人特定事項を何度も誤記入するケース。この場合、なりすましによって偽造本人確認書類を利用している懸念がある。

3 つ目は、お客さまの挙動が不審なケース。例えば、携帯電話で指示を受けているように見える場合は、第三者による利用や、お客さま自身が詐欺の被害に遭って何らかの指示を受けている懸念がある。

4 つ目は、入金原資が不明確なケース。年齢・職業等に対して過大な現金を持ち込んでいる場合、犯罪収益等の入金を試みている懸念がある。

疑わしい取引の判断は難しく、上述の参考事例に類似していても合理的な理由が確認できる場合もあれば、事例に該当しなくとも疑わしい取引と判断する場合もある。故に、画一的な判断基準を設けることは難しく、当行では一般的な取引との比較や、お客さまご自身の過去の取引との比較、取引時確認との整合性等の観点で総合的に判断を行っている。

こうした観点をもとに、店頭の職員が疑わしい取引と判断した場合、お客さまの取引申出を謝絶することになるが、その結果、お客さまから暴言や脅迫、長時間の居座りの被害等のカスタマーハラスメントに発展するケースもある。店頭の職員は、このような難しい判断を迫られるとともに、カスタマーハラスメントの被害に遭う可能性もあり、その負担は増している。当行では、カ

スタマーハラスメントに対しては、毅然とした姿勢で対応する方針を明示した「お客さま対応における基本方針」を店内に掲示し、その方針に則り対応を行っている。

以上のような不正利用を防止するための対応は、お客さまの利便性を損ねる面もあるが、社会全体として取り組むべき課題であると認識している。お客さまのご理解を得るためにも、金融機関として取引時確認が求められている背景や、確認行為の意義等がより一層社会全体に周知されることが必要だと考える。

最後にディスカッションポイントを2点挙げる。

1点目は、疑わしい取引懸念先に対して、明確な判断基準が設けられていない中でどこまで踏み込んで確認を行うべきか。その上で、不審な点がある場合は、毅然とした態度で追加確認・謝絶対応を行うためには、どうすればよいだろうか。

2点目は、対面で取引時確認する際に、ＩＣチップ付本人確認書類の読み取りを義務付けることの課題・実現可能性について。「国民を詐欺から守るための総合対策」において、非対面の本人確認はマイナンバーカードの公的個人認証に原則一本化し、対面の本人確認もＩＣチップ読み取りを義務付けられる方針が出ている。こうした取り組みを行う上では、各金融機関の実務上どういった課題等があるか。

以上についてご意見を伺いたい。

（３）対面におけるＫＹＣ、認証について③（大日本印刷株式会社）

—— プレゼンテーション資料は別添３を参照。

本プレゼンテーションでは、銀行店頭での本人確認業務をサポートするサービスを金融機関向けに提供している事業者の立場から事例等を交えて説明を行う。

銀行店頭での対面における本人確認を含む口座開設の申込において、当社では、大きく分けて以下２つのパターンでサービスを提供している。

１つ目は、オンラインで申込が完結できる既存の個人向け口座開設アプリを銀行のタブレット端末に導入するパターン。この場合、来店されたお客さまは、店内の専用ブースでタブレット端末を操作し、サポートが必要な際には、行員が適宜フォローをする運用となる。店頭においても、基本的にお客さまが単独で申込を完結できることになり、行員の業務負荷の軽減を図っている。お

客さまご自身でeKYCやその後の操作を行うために顧客利便性を損なう可能性も考えられるが、行員の空いた時間をお客さまへの説明等の対応に充てることができるため、結果的に顧客満足度の向上に繋がるのではないかと考えている。また、対面であっても非対面と共通のアプリを利用しているため、法令対応等によるシステム改修が必要な場合でも、別々に対応する必要がなくなり、効率的なメンテナンスが可能となる。

2つ目は、行員が従来通りの窓口での本人確認を実施した後に、お客さまはタブレット端末上に表示された帳票や申込書等のPDFファイルに手書きやソフトウェアキーボードを使用し必要情報の入力を行うパターン。基本的には申込手続きの業務効率化・電子化を支援するサービスとなり、従来通りお客さまは、行員の説明を受けながら申し込みをいただき、行員が本人確認結果を入力する運用となる。

これまで行われていた目視による本人確認では、対応する行員のスキルや経験に依存し、第三者によるなりすましや本人確認書類の有効期限切れの見落とし、本人確認書類の真偽見極めの苦慮等により、標準化された対応が困難であることやクレームリスクにより判断を行う個人への心理的負担が大きいという課題があった。こうした課題に対処するために、システム対応によるサポートが必要であると考える。

当社では、このような背景のもと、本人確認書類の顔写真と撮影した顔画像を照合し本人の同一性確認ができる「顔照合サービス」と、本人確認書類に搭載されたICチップ内の情報や券面情報から本人確認書類の真贋判定を行う「本人確認書類の真贋判定サービス」を提供している。また、2024年8月にデジタル庁より事業者や自治体向けに「マイナンバーカード対面確認アプリ」の提供が開始されており、今後はシステムを活用した厳格な本人確認が一層求められるだろう。

最後に、グループディスカッションのための論点を3点挙げる。

1点目は、店頭に来店されたお客さまであってもeKYCで本人確認をすることで行員の業務効率化・平準化が図れるか。

2点目は、本人確認書類のコピー取得をお客さまに拒否された場合、どのように対応するか。

3点目は、スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードを利用して対面の本人確認を行う場合、どのような対応が考えられるか。

以上について、各参加者の意見を伺いたい。

3. 質疑応答とグループディスカッション

参加者による質疑応答の後、グループディスカッションが行われ、各グループ代表者からの発表が行われた。概要は以下のとおり。

【利用可能な本人確認書類】

（日本銀行）銀行で利用可能な本人確認書類は、どのようなイニシアチブのもと決められているのだろうか。また、今後の動向についても教えていただきたい。

（参加者）銀行の本人確認において利用可能な本人確認書類は、犯収法に列挙されている。また、「国民を詐欺から守るための総合対策」にて、犯収法に基づく非対面の本人確認手法はマイナンバーカードの公的個人認証へ一本化し、対面でもマイナンバーカード等のＩＣチップ情報の読み取りを義務付ける旨が記載されており、利用可能な本人確認書類の種類は今後限定されていくだろう。

（日本銀行）多様な本人確認書類を適切に判断して受け入れる対応が大変だと伺ったが、犯収法の改正を待たずとも業務効率化、費用対効果のビジネスジャッジの観点から、個別行の取り組みとして利用可能な本人確認書類を絞ることは難しいのだろうか。

（参加者）議論としてはあり得ると思うが、公共サービスとしての銀行の立場もあるため、そのような取り組みを現時点で行うのは簡単ではないだろう。

（日本銀行）個別行の取り組みとしては難しいとすれば、犯収法の改正などに基づいて業界全体で一斉に対応していくことが必要なプロセスになると理解した。

【疑わしい取引の疑義が生じた際の対応】

（参加者）非対面取引に比べて対面取引は、細かな取引時確認が行えると認識しているが、疑わしい取引の疑義が生じた際の対応に差はあるのだろうか。

（参加者）詳細な回答は控えるが、対面、非対面ともに同水準の対応を行っている。なお、アプリ等による非対面での口座開設後に何らかの疑義が生じた場合には、店頭への来店を要請する。来店に応じていただけない場合や、来店い

ただいても疑義が払拭できない場合には口座解約等の対応を行っている。

【ＩＣチップ読取による真贋判定方法導入の抑止力】

（日本銀行）対面での本人確認の手続きの中で、目視による券面確認だけではなく、真贋判定機器等を用いたＩＣチップ読取による真贋判定のステップがあるということ自体が、不正への抑止力となり得るのだろうか。

（参加者）ＩＣチップ読取の真贋判定がある銀行と認識されれば、悪意者は当該銀行での本人確認手続きを避けると想定され、そのようなこと自体が抑止力となり得るだろう。また、仮に本人確認手続きを行ったとしても、現時点ではＩＣチップの偽造は困難であるため、真贋判定を突破することは考えにくい。加えて、そもそも対面取引において偽造本人確認書類を使用する場合は、券面の見た目だけでなく、手触り等も含めて高精度で再現する必要があるために、非対面での本人確認に比べて、悪意者にとって準備の難易度が高く、コストも嵩むため、こうした試み自体が多くはないと考えられる。

【代理人による手続き】

（日本銀行）代理人が来店して手続きを希望されるケースは、どのようなケースがあり得るのか。また、そうしたケースにおける対応の難しさや、非対面では難しいが対面では対応できる点などの違いがあれば教えていただきたい。

（参加者）代理人による手続きについては、例えば、高齢や入院中等の理由で来店できない口座名義人本人に代わり、代理人が入院費等の支払いを目的として出金を希望するケースがある。こうしたケースにおいて、委任状で代理権を確認できることが望ましいが、対面ならではの点としては、窓口の担当者がお客さまに寄り添って、それぞれの事情に応じながら、丁寧に対応を行えることが挙げられる。

【本人確認書類の仕様・規格変更への対応】

（日本銀行）本人確認書類の仕様・規格等に変更があった場合、本人確認書類の真贋判定サービスにおいてはどのような対応が必要となるのだろうか。

（参加者）大幅な仕様・規格変更でない限りは、ソフトウェアの更新で対応可能である。

【各グループ代表者からの発表】

(参加者) 犯収法に基づく非対面の本人確認方法については、マイナンバーカードを用いた公的個人認証に原則一本化される見込みであることを踏まえ、C B D Cの本人確認はマイナンバーカードのみと限定すれば、仲介機関の業務負荷は軽減されるだろう、との意見があった。加えて、マイナンバーカードの登録情報の更新に合わせてC B D C口座の情報も連動して更新されるようにできれば、継続的顧客管理等の期中管理の業務負荷軽減も期待できるのではないか、との意見があった。

(参加者) 銀行や携帯電話事業者等のように店舗がある業態の場合、店頭での本人確認をe K Y Cにシフトすることで効率化が図れる可能性はあるが、来店されたお客さま自身の手間が増えることに加え、特に高齢のお客さまにとっては操作が難しく、必ずしも業務効率化に繋がらない可能性がある。

また、人による対面の本人確認において、本人確認書類の真贋判定機器等の導入の要否や本人確認で得た情報をどのように取り扱うかについても事前に整理する必要がある、との意見があった。

(参加者) アプリ等による非対面での手続きに不慣れな人や高齢者等もC B D Cを使いたいと思うような利便性やインセンティブが提供される場合は、C B D C口座開設等の手続きを対面で希望されるニーズが大きくなることが想定される。こうした場合の仲介機関の立場を考えると、C B D Cを取り扱うことによる収益性が高くない限りは、仲介機関にとって収支のバランスが釣り合わないと考えられる。このため、仲介機関のビジネスとして成り立たせるためには、C B D Cを取り扱うことによって、自社の顧客基盤の拡大が図れることや、その他の付帯収益が得られること等のインセンティブが必要になると考える。例えば、銀行の場合は、手続きを行った仲介機関の預金口座がC B D C口座と紐付けられることで日常的に利用されるようになり、結果として当該預金口座の残高が積み上がることで付帯収益を得られることは、インセンティブのひとつと考えられる。また、仲介機関が提供する何らかのサービスに対して、行政が利用料を負担することもあると考えられるだろう。

C B D CにおけるK Y CやA M L / C F T等への対応については、金融機関や資金移動業者が提供する既存のサービスと比べて、例えば、高額な取引が可能であったり、本人確認や当人認証が緩やかであったりする等、リスクが過大でない限りは、銀行や資金移動業者といった特定事業者が行っている既存の対応と同水準で足りると思われる。仮に、既存の対応で足

りないとすれば、C B D Cの仲介機関になることによってC B D C特有の追加対応が必要となり、それ自体が仲介機関になることの障害のひとつになる可能性がある。そのため、C B D Cの制度設計・要件定義の際には、その設計をどのようにするかだけでなく、そうした設計が既存のサービスと比較してどのような差異があり、既存の業務プロセスに対してどのような影響を及ぼすかがポイントになる、との意見があった。

(参加者) 店頭での本人確認が厳格でない金融機関や支店の情報は、悪意者によって共有され、そこが集中的に狙われる可能性があるため、留意が必要である。また、地方社会の実情として、地方金融機関に来店されるお客さまは高齢層の割合が高く、車社会であるために運転免許証は携行している一方で、マイナンバーカードの携行率は低い傾向があるため、マイナ免許証を含めた一層のマイナンバーカードの普及が課題、との意見があった。

また、お客さまがC B D C口座の開設時に提供した本人確認のための情報については、他の仲介機関が本人確認をする際に参照できれば役立てられるのではないかと、との意見があった。

(参加者) 対面の本人確認において、I Cチップ読み取りの義務化や対応する本人確認書類を限定することは、不正対策の強化や業務負担の軽減に繋がると考えられる一方で、災害時等の通常と異なる対応が求められる場面での対応方法を予め定めておくことが必要となることに繋がると考えられる、との意見があった。

(参加者) 論点として挙げられた「スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードを利用して対面の本人確認を行う場合の対応について」は、本人確認に関する情報をN F CやB l u e t o o t h等を活用してやり取りするため、スマートフォン画面自体のコピーや画面キャプチャ画像の送付等は必要ないだろう。

(参加者) 本人確認の方法や生じる課題は、仲介機関はお客さまの対面对応が求められるか否かや、反社会的勢力に属する個人の取扱いをどうするかといったC B D Cの制度設計によっても、異なり得る、との意見があった。

(参加者) 犯収法の施行規則改正方針として、対面での本人確認は、マイナンバーカードや運転免許証等のI Cチップの読み取りの義務化、非対面での本人確認は、マイナンバーカードを用いた公的個人認証に原則一本化、が

示されていることから、対面においても非対面と同様の本人確認を実施することで効率化が図れる、との意見があった。また、各仲介機関が個別に本人確認の手法を整備するのではなく、何らかの組織・機関等が本人確認の仕組みを構築し、仲介機関がこれを共同利用することも考えられる、との意見があった。

このほか、C B D Cの利用はデジタルデバイスで基本的に完結するという前提を置いた場合、あらゆるお客さまを想定した本人確認手続きを準備するのではなく、ある程度割り切った対応でも十分ではないか、との意見があった。

4. 次回予定

次回の会合は3月12日（水）に開催予定。

以 上

C B D C フォーラム WG 3
「KYCとユーザー認証・認可」
第12回会合参加者

(参加者) ※五十音・アルファベット順
大日本印刷株式会社
株式会社千葉銀行
日本電気株式会社
日立チャネルソリューションズ株式会社
フェリカネットワークス株式会社
株式会社マネーフォワード
株式会社みずほ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社りそなホールディングス
NRIセキュアテクノロジーズ株式会社
株式会社NTTドコモ
PayPay株式会社

(事務局)
日本銀行

CBDCフォーラム WG3 第12回会合 ～対面におけるKYC・認証について～

みずほ銀行 金融犯罪対策部
2025年2月4日

ともに挑む。ともに実る。



アジェンダ

1. 対面でのKYCについて
2. 金融犯罪対策強化について
3. ディスカッション

- ・ 本人確認書類の種類によっては確認
- ・ 1点のみで受付可能な本人確認書類と、2点で受付可能な本人確認書類が存在

1点のみで受付可能な本人確認書類

顔写真付き本人確認書類の原本（いずれか1点）

運転免許証
運転経歴証明書（2012年4月1日以降に発行されたもの）
パスポート（2020年2月4日以前に申請されたもの）
住民基本台帳カード（顔写真あり）
在留カード
特別永住者証明書
外国人登録証明書
個人番号カード
各種福祉手帳（顔写真あり）
官公庁が発行（発給）した氏名・住所・生年月日の記載があるもの（顔写真あり）
身体障害者手帳 等

2点で受付可能な本人確認書類

以下、Aから2点もしくはAとBから1点ずつ必要

本人確認書類「A」（原本）

各種資格確認書
介護保険者証
各種年金手帳
各種福祉手帳（顔写真なし）
母子健康手帳
印鑑証明書（取引に実印を使用する場合）
パスポート（2020年2月4日以降に申請されたもの）

本人確認書類「B」（原本）

住民票の写し
公共料金の領収書
国税・地方税の領収証
社会保険料の領収証書（国民年金保険料や健康保険料の領収書等）
納税証明書
印鑑証明書

- ・在留カードを保有している顧客には、口座開設時に在留カードの提示を依頼
- ・マネロン上リスクの高い取引を行う場合は、追加で書類を求める場合があります、お取引をお断りするケースもある

【在留カードをお持ちの方向けのご案内】

MIZUHO
みずほ銀行

口座開設のお申込をされる在留カードをお持ちのお客さまへ

個人名義の口座開設をお申込の際は、在留期間等の確認のために以下の書類等が必要となりますので、事前にご用意いただきますようお願いいたします。
また、ご来店される際は来店予約サービスをご利用ください。

＜ご用意いただくもの＞

- ① 在留カード・・・在留期間等の確認をさせていただきます。なお、口座開設のお申込時点で在留期間が3ヵ月未満の場合は、口座開設がお受付できませんので在留期間更新後にお申込いただきますようお願いいたします。



出典：出入国在留管理庁ウェブサイト

- ② (お持ちの場合) 学生証・社員証・・・在留資格が「留学」「技能実習」の方は、在籍の実事や勤務実態等の確認のために在留カードとともに学生証や在籍証明書(社員証)等のご提示をお願いいたします。
- ③ ご印鑑(シャチハタなどのゴム製印章を除く)

＜その他ご留意事項＞

- 口座開設までにお時間を要する場合があります。また、場合によっては口座の開設をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- 口座開設後、在留期限を超過した場合はお取引の一部に制限がかかる場合がございますので在留期限を更新した際は、必ずみずほ銀行にお届けいただきますようお願いいたします。
- 在留期間の満了等による帰国や日本国外へ転出される場合には口座の解約手続きを行ってください。
- 口座の売買・譲渡を行った場合、将来にわたり、みずほ銀行およびその他の銀行においても、口座を開設できなくなるおそれがあります。
口座の売買・譲渡は絶対に行わないでください。

【店頭でお取引されるお客さま向けのご案内】

MIZUHO
みずほ銀行

— お客さまの**大切な預金・資産を守る**ために —

マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策
への取り組みにご協力ください

年々、マネー・ローンダリングやテロへの資金供与、特殊詐欺等の手口は、巧妙化・複雑化しており、知らない間にお客さまが巻き込まれるケースが増えています。

みずほ銀行では、お客さまの大切な預金・資産をお守りするため、金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、以下の通りお取引内容を確認しております。



その結果、お取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

次のようなお取引は内容を確認させていただきます



- **現金等のお取引**
多額の現金や小切手によるお取引
- **高額なお取引**
収入や資産等に対し、高額と思われるお取引
- **頻繁なお取引**
短期間のうちに繰り返し行われるお取引 など

**確認
内容**

- お取引の相手方・お取引目的・送金原資等の詳細
※内容がわかる資料・書類等のご提示
- お客さまの資産および収入等の状況
- みずほ銀行でお取引なさる理由や事情
- ご住所・事業内容や実質的支配者（法人のお客さまのみ） など

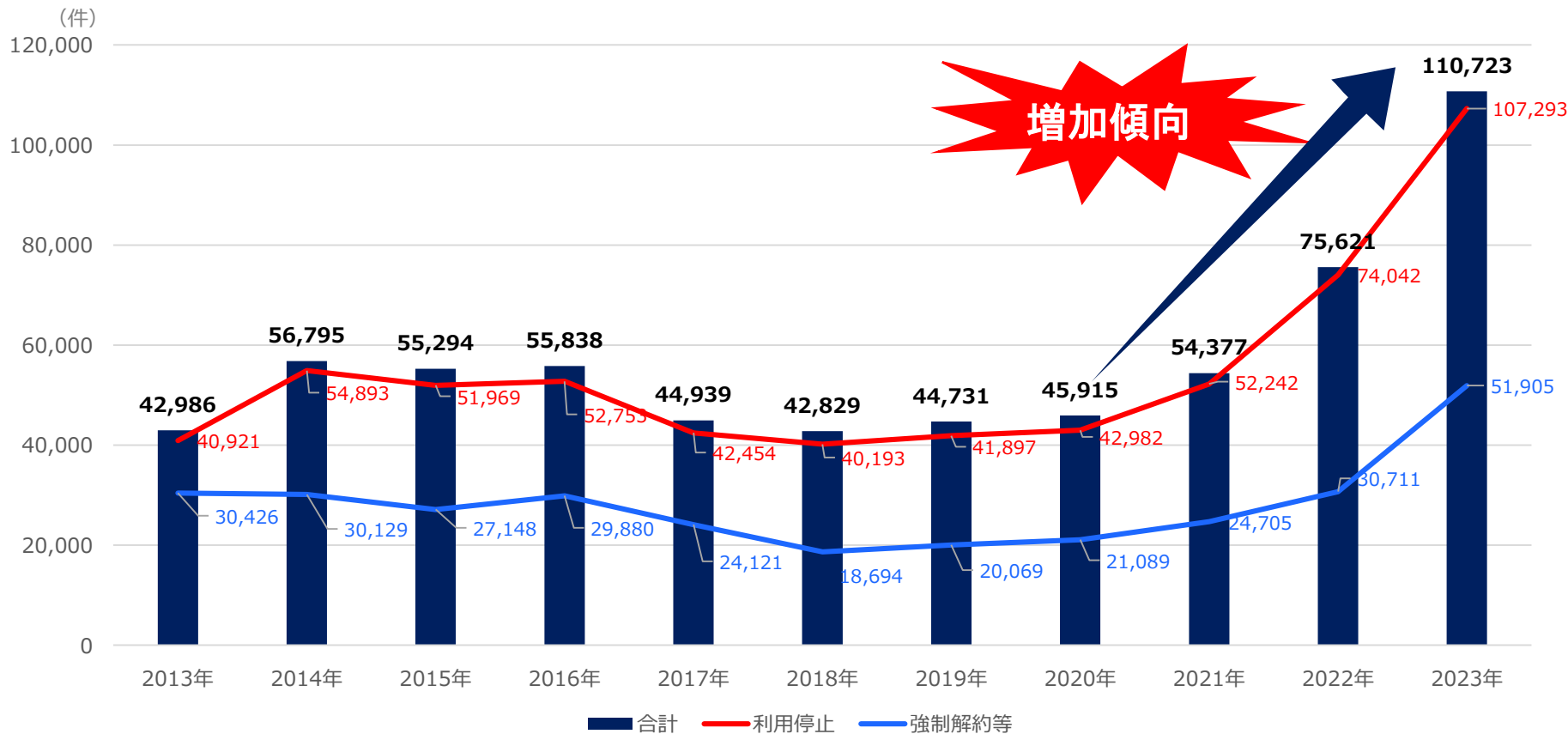
お客さまの大切な預金や資産を守るために必要な取り組みです。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

みずほ銀行の
対応について
詳しくはこちら



2022年●月●日現在

- ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の件数は増加



※「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座（出資法違反等）」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座（詐欺）」、「いわゆる『オレオレ詐欺』における振込口座（詐欺）」等、法令や公序良俗に違反する行為に銀行預金口座が利用されること。

※「件数」は、原則として口座単位。

※「合計」数は利用停止および強制解約等（除く既利用停止）の合計。

- ・ 特殊詐欺等の金融犯罪の増加を踏まえて、金融機関としては一層の対策強化が必要
- ・ 国民を詐欺から守るための総合対策では、窓口での不審な取引を検知した場合に警察への通報等が求められている
- ・ また、高齢者に対するATM限度額引き下げについても盛り込まれており、店頭への流入増加も想定
→店頭でのKYC強化が求められる

「国民を詐欺から守るための総合対策」にて求められる対応例

- ・ 高齢者に対するATM限度額引き下げ
- ・ 不審な取引の警察への通報
- ・ 本人確認資料のICチップ読み取り

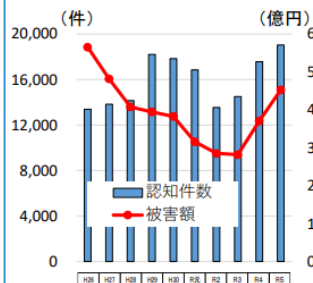
国民を詐欺から守るための総合対策（概要）

現在の情勢

特殊詐欺等に対しては、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）及び「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき官民一体となった対策を講じてきた一方で、令和5年中の詐欺被害は約1,630億円と前年から倍増。近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した犯罪の手口が急激に巧妙化・多様化。それによって引き起こされる詐欺等の被害が、加速度的に拡大する状況。

特殊詐欺

- ✓ 令和5年被害額は約452億円
- ✓ 前年から約80億円増加



- ・対面のKYCの場合は、偽造本人確認書類の確認のために目視確認が必要
- ・所管省庁から留意点等が示されているケースはあるが、すべてが網羅されているわけではない

マイナンバーカードのセキュリティ対策について（券面）



セキュリティ対策	内容と必要性
①パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、偽変造が困難
②シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難となる
③レーザーエンゲレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字する技術で、偽変造が困難となる

①パールインキ



右上のマイナちゃんのマークの背景については、パールインキで印刷されており、見る角度によって、緑色と桃色に見える。



上の図のようにより、カードを前方・後方に傾けるとマイナちゃんのマークの背景の色が変わって見える。※左右に傾けても同様

（出典：デジタル庁提供資料）

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の偽変造防止対策



在留カード・特別永住者証明書が偽変造されていないかについて確認できます

スマホやパソコンで在留カード等の偽造・改ざんの有無を確認できます
 出入国在留管理庁では、令和2年12月25日から、在留カード及び特別永住者証明書の10チップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する「在留カード等読取アプリケーション」を無料配布しています。
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/roc-support.html>
 映像の中でアプリの操作方法や目視による真偽の判断方法を紹介しています
 出入国在留管理庁のWEBサイト「動画ライブラリー」では、「在留カード等読取アプリケーション」の操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開しています。
https://www.moj.go.jp/isa/about/prinyuukokukann01_00182.html
 WEBサイトを通して在留カード等の失効番号を確認できます
 出入国在留管理庁のWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」では、在留カード等の番号などの必要事項を入力すると、入力されたカード番号が失効していないかを確認することができます。
<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>



（出典：出入国在留管理庁HP）

- ・みずほ銀行では本人確認手续強化の一環として、2024年11月に一部店舗にて真がん判定ツールを導入
- ・今後、段階的に対象店舗を拡大予定

マイナンバーカード等の公的書類のICチップ読取に対応

利用イメージ



NEWS RELEASE

2024 年 11 月 18 日
株式会社みずほ銀行

本人確認書類の真がん判定ツールの導入について

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、本日より、キャノンマーケティングジャパン株式会社（代表取締役社長：足立 正親）が開発した、本人確認書類の真がんを確認するツールを一部の店舗で導入しました。

昨今、口座不正利用によるマネー・ローンダリングや特殊詐欺といった金融犯罪の増加は社会問題となっており、金融機関には厳格な本人確認が求められています。

今回導入するツールは、口座開設等、本人確認を実施する手続きにおいて、カードリーダーで読み取った本人確認書類の情報とお客さま自身が店頭のタブレット端末に入力した情報を照合し、本人確認書類が偽造されていないかを判定するもので、なりすましによる金融犯罪の未然防止をめざしています。

また、今後段階的に対象店舗を拡大していきます。

今後もみずほ銀行は、お客さまに安心して口座をご利用いただくための取り組みを推進していきます。

以 上

対面のKYCにおける現状

- ・ 本人確認資料が多岐にわたっており、確認負担が大きい
- ・ 昨今の金融犯罪情勢や当局・社会的な要請を踏まえ、対面での確認負担は増加する見込み

かかる状況のなか、CBDCにおける対面のKYCについては、簡素化が必要と思料

ディスカッション ポイント	・ 本人確認手続	・ 本人確認書類はマイナンバーカード、運転免許証、在留カードに限定するなど簡素化
	・ 金融犯罪対策強化に伴う顧客の理解促進	・ 詐欺被害の未然防止のためには、対面取引時に十分な商品説明が必要。顧客理解と店頭負担軽減を両立するためにはシンプルな商品設計が必要

© 2025 株式会社みずほ銀行

本資料はCBDCフォーラムでの説明を目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、ご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当社に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

1. 対面での取引時確認について

- 口座開設をはじめとした、本人確認が必要な取引を行う際には、犯罪収益移転防止法に則った取引時確認を実施。
 - お客さまとのお取引の内容、状況に応じて、お取引に使われる資金の原資や使途、資産・収入の状況等を追加確認することも。
- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」や「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえ、特殊詐欺等に利用されやすいとされている顧客層（在留期間の定めのある国内居住外国人のお客さま/ご年配のお客さま等）に対しては追加説明を実施。

〈当行HPより抜粋〉

〈お客さま手交チラシ例〉

三井住友銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた三井住友銀行の取組について

近年、組織犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、我が国を含む国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。その一環として、金融機関においては関係者等と連携し、犯罪者やテロリスト等につながる資金の流れを断つこと、すなわちマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢を強化し、健全な金融システムを維持することに努めています。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「金融庁ガイドライン」といいます。）を踏まえ、弊行ではお客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）等で確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容等について書面等により確認させていただく場合があります。お客さまにはお手数をおかけすることとなりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

銀行をご利用のお客さまへのお知らせ （一般社団法人全国銀行協会のサイトを別ウィンドウで開きます。）

なお、弊行では、上記マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への対応に加え、各国の経済制裁規制に適切に対応するよう努めています。詳細は、こちらをご覧ください。

(一部省略)

追加の確認にご協力ください

お客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、お取引の目的、お取引に使われる資金の原資や使途、資産・収入の状況、（振込や外国送金等の場合）相手方との関係等を詳しく伺い、場合により申告いただいた内容がわかる書類の提出をお願いすることがあります。なお、ご提出いただいた各種書類や取引内容の確認のため、通常よりお手続きのお時間をいただく、または当日の受付は行わず、各種書類の写しのみをお預かりし、後日に取扱い可否をご連絡させていただくことがあります。

銀行口座の買い取り等の勧誘にご注意ください

- 口座を売買・譲渡、貸し借のすることは犯罪(*)です。売買・譲渡・貸付された口座は、通付金詐欺や投資詐欺などの犯罪に利用されています。
- 譲渡した口座が犯罪に利用された場合、ご自身の他の口座も凍結される、また、将来にわたって新たに銀行口座が開設できないことがあります。
- 口座やキャッシュカードを高値で買い取る、あるいは貸し出し等と勧誘を受けても、決して売却・譲渡・貸し出ししないでください。

(*)犯罪収益移転防止法違反 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

(Please be cautious of offers to buy or sell your bank account)
● Buying, selling, borrowing or loaning out an account is a crime(*).
● If the account you sell or loan out is used in a crime, all of your accounts may be frozen or you may be permanently barred from opening bank accounts.
● Never sell or loan out your bank account or cash card no matter how high a price you are offered.

(*) Violations of the Act on Prevention of Transfer of Criminal Proceeds are punishable by imprisonment for up to one year or a fine of up to one million yen.

違法な資金受取事業・バイトの勧誘にご注意ください

- 「売上の回収代行」、「口座に入ってきたお金を別の口座に振り込むバイト」等の名目で勧誘され、知らぬまま犯罪資金の移動(*)に加担させられる被害が発生しています。
- 個人口座では、必ずご自身の資金のみを取り扱い、第三者の資金は入金しないでください。
- 事業用決済口座でも、どのような商品・サービスに関する資金お預けする場合があります。ご自身が、確認・説明できない業務は、決して取り扱わないでください。
- 口座に入る資金が犯罪収益等でないことを確認できない場合、当該口座および、ご自身の他の口座を凍結する、また、将来にわたって新たな口座の開設をお断りすることがあります。

(*)犯罪収益移転防止法違反 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

(Please be cautious of offers concerning illegal receiving agent service)
● A crime is occurring in which people become involved in money laundering(*) by accepting an offer for "receiving agent services" or "part-time jobs transferring money."
● Please use your personal accounts for depositing your own money only, and do not allow third parties' fund deposits.
● For business accounts, don't use them for businesses for which you cannot explain the legality of the incoming funds, such as what kinds of goods or services the sales proceeds are from.
● If the funds in your account cannot be confirmed to be legal, all of your accounts may be frozen or you may be permanently barred from opening bank accounts.

(*) Violations of the Act on Prevention of Transfer of Criminal Proceeds are punishable by imprisonment for up to one year or a fine of up to one million yen.

こちらもご確認ください。
「金融犯罪の注意事例一覧」
法務省金融犯罪の防止と対策を
ご紹介しております。

三井住友銀行

～口座開設をご希望のお客さまへ～
⚠️ 口座開設後の不正送金被害が急増中!!
警察官や検事が口座を作るよう誘導することはありません!!

警察から「私の口座が犯罪に利用されている」と連絡があった…
「新しく口座を作ってお金をすぐに移動した方がいい」と言っていた…
「これがバレると逮捕されるかも」とも言っていた…

(本当の事は言えない…
老後の貯蓄のため、
口座開設したいです)

口座開設です。

☑️ 当てはまる場合、それは詐欺です！ 行員や警察にご相談ください！

三井住友銀行

サマリ

2. CBDCにおけるディスカッションポイント

(1) 疑わしい取引懸念先について、明確な基準が設けられていない中でどこまで踏み込んで対応すべきか

- 疑わしい取引を未然防止するため、取引目的が不明確若しくは不審な点がある場合は、お客さまに追加確認を実施。「ガイドライン」等を根拠にご説明するが、一部のお客さまには対応にご理解いただけず、苦情等に発展するケースあり。
- 疑わしい取引懸念先について、毅然とした態度で追加確認・謝絶対応を行うためにはどうすればよいか。

(2) 対面で取引時確認する際に、ICチップ付本人確認書類の読み取りを義務付けることの課題・実現可能性について

- 「国民を詐欺から守るための総合対策」に記載の通り、犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認において、非対面ではマイナンバーカード（公的個人認証サービス）への一本化、対面ではマイナンバーカード等ICチップ情報の読み取り義務化 等の措置が検討されている。
- 各金融機関においても本措置への対応方針の検討が必要だが、こういった課題があるか。
 - － 例：被災等によりICチップ付本人確認書類を紛失したお客さまへの対応、ICチップ読み取り機器が故障した場合の対応方針 等。

CBDCフォーラムWG3第12回会合資料

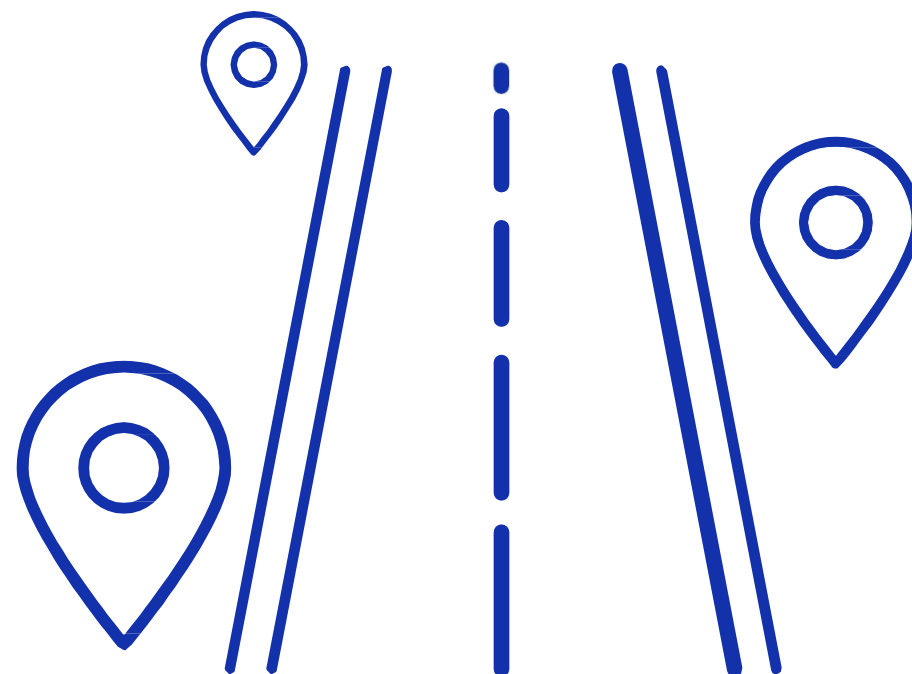
DNP

未来のあたりまえをつくる。

2025年2月4日
大日本印刷株式会社
情報イノベーション事業部

01

認証の取り組みについて



01. 認証の取り組みについて

認証に対するDNPの取り組み

DNP

DNPは、本人確認や本人認証が必要となるさまざまな場面で、最適な認証の仕組みを組み合わせ、セキュアで安心安全なサービスを総合的に提供する「**認証のDX**」を推進しています。

リアルとデジタルがシームレスにつながるこれからのデジタル社会で、**生活者が安心してセキュアに暮らせる顧客体験価値**を提供しております。

分散型IDビジネスをワンストップでご提供

DNP 分散型ID管理プラットフォーム CATRINA

DNP分散型ID管理プラットフォーム CATRINA (カトリナ)はデジタル証明書(Verifiable Credentials:VC)を発行・検証するための基盤…



認証・セキュリティ

アクセスコントロールで外部の侵入や情報漏洩を防ぐ

入退管理ソリューション

入退管理システムは不審者の侵入や物品・情報の流出を防ぐために必要なシステムです。厳格なアクセスコントロールによって従業員…



認証・セキュリティ

電子車検証、マイナンバーカード、運転免許証などの非接触ICカードの読…

NFCリーダー

NFCリーダーは、2023年1月より施行の電子車検証、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など、公的機関が発行し…



認証・セキュリティ

窓口・カウンターなど限られたスペースに設置可能なICリーダーライター…

IDドキュメントリーダー

IDドキュメントリーダーは、レンタカー、携帯電話、会員登録申し込み手続など、店頭や窓口で法律・規則により、本人確認を行う際に、お客様の目の…



認証・セキュリティ

スマートフォンで撮影した運転免許証を真偽判定補助

ID確認 for eKYC

ID確認 for eKYCは、スマートフォンで銀行の口座開設や会員登録する際に、オンラインでの本人確認方法(eKYC)として使用される運転免許証の…



認証・セキュリティ

金融機関を中心に、本人確認機能を提供

オンライン本人確認(eKYC)総合サービス

eKYC (electronic Know Your Customer)は、オンライン上で安全に本人確認が完結する仕組みのことです。DNPは本人確認や本人認証が必要…



認証・セキュリティ

免許証・マイナンバーカード・在留カード・パスポートの偽造を判定し、本…

ID確認システムPRO

ID確認システムPROは、法律等で本人確認が義務付けられている業務において、「本人特定事項を備えた顔写真付き本人確認書類」のICチップ内…



認証・セキュリティ

バンダーロックを防ぐ共通フォーマットを利用したセキュリティシステム

SSFC(エスエスエフシー)

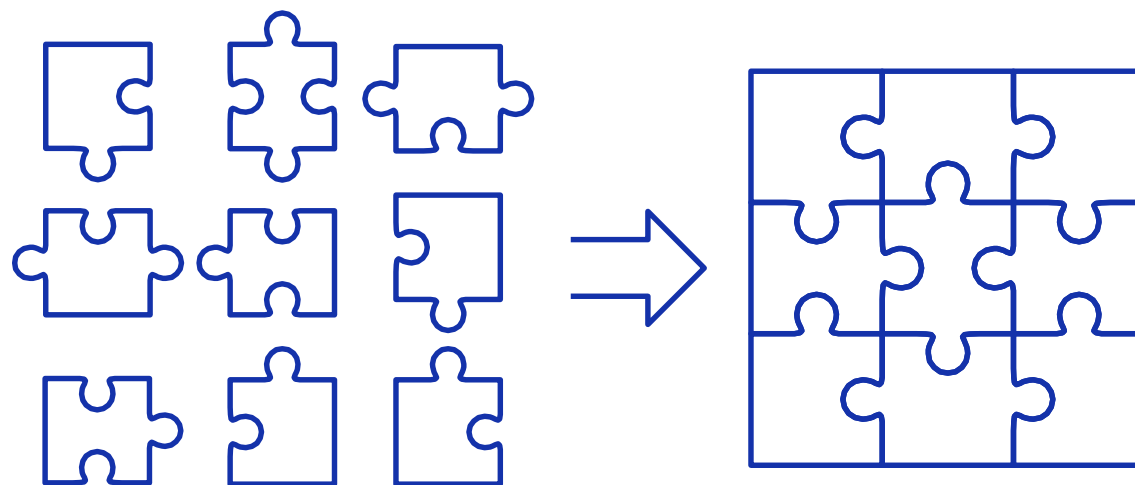
1枚のSSFCカードを中心に、さまざまなセキュリティ関連機器が利用できるだけでなく連携も可能です。マルチベンダー化と連携により、コ…



認証・セキュリティ

02

対面における本人確認について
(店頭で利用できる
タブレットサービス)



02.対面における本人確認について

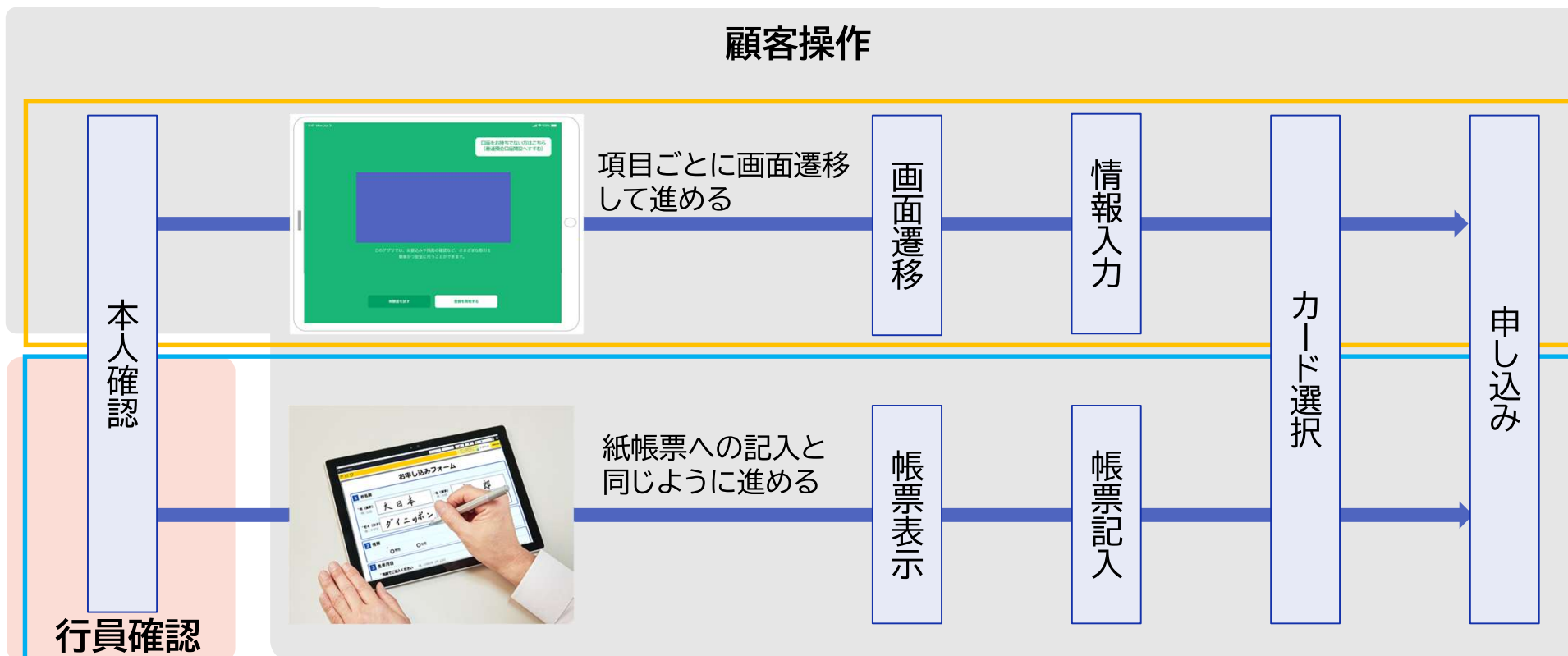
対面における申込について

DNP

店頭で、口座開設、諸届等の申込を行う場合、大きく分けて2パターンで対応しております。

- 1)顧客がタブレットで、本人確認後、申込を行う
- 2)行員が本人確認後、顧客が申込を行う

顧客操作

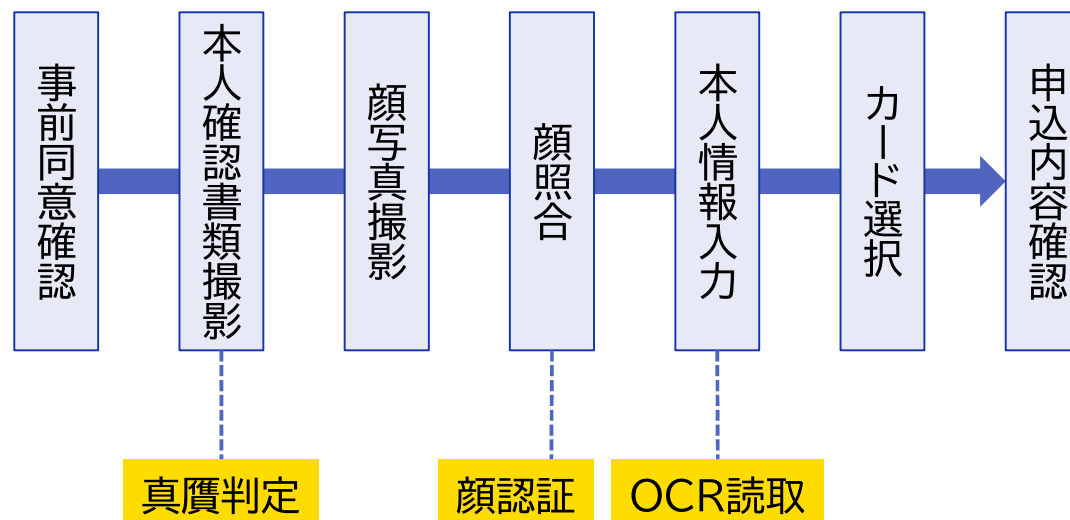


02.対面における本人確認について

顧客がタブレットで、本人確認後申込を行う場合 導入事例1:口座開設アプリを流用

DNP

個人向けの口座開設アプリを流用し、行内のタブレットで、口座開設の申込ができるようにしております。顧客は、ブースにて単独で本人確認(eKYC)後、申込を行います。操作等の不明点があった場合、行員にてフォローする運用イメージとなります。



02.対面における本人確認について

顧客がタブレットで、本人確認後申込を行う場合 導入事例1:口座開設アプリを流用

DNP

画面遷移のサンプルになります。

【全体の手順説明】

【顔写真撮影の注意事項】

【個人情報入力画面】

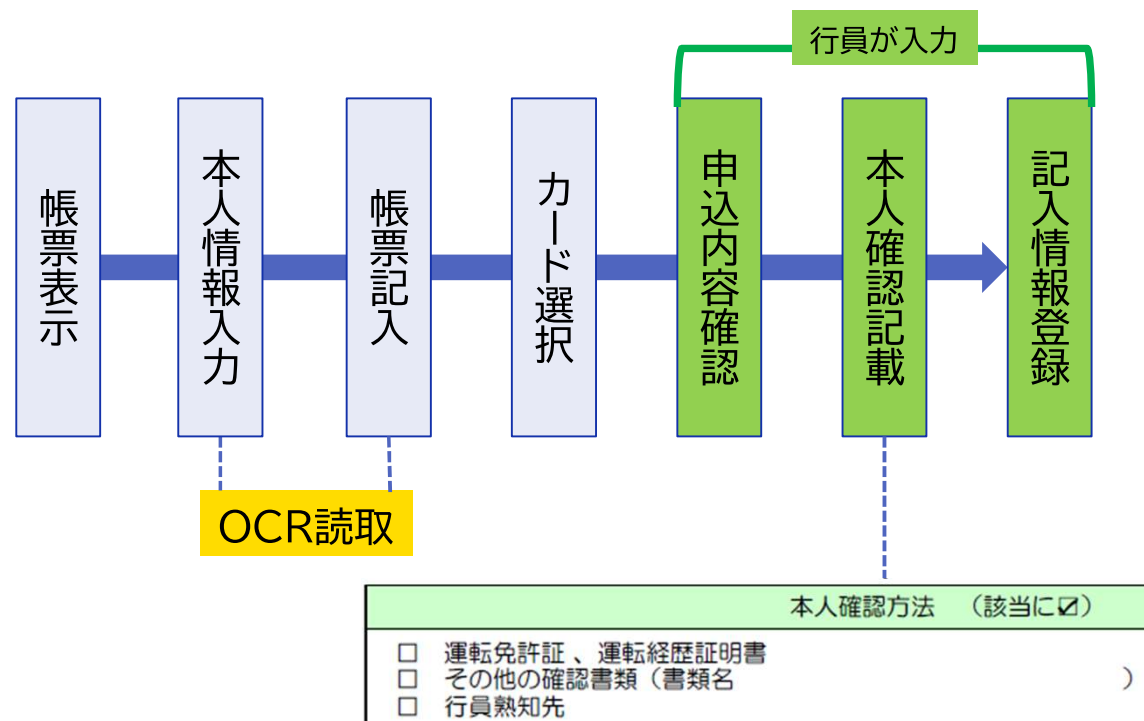
02.対面における本人確認について

行員が本人確認後、顧客が申込を行う 導入事例2:DNPデジタル帳票配信・受信サービス

DNP

行員が本人確認(KYC)後、タブレット端末上に表示された申請書・申込書など、帳票のPDFファイルに手書き入力等で、口座開設等の申込を行います。

入力した文字の電子(テキストデータ)化により、申請・申込手続きの業務効率化・電子化を支援するクラウドサービスとなります。行員の説明を受けながら申し込みしていただく運用で、**確認結果を帳票に記録する**形になります。

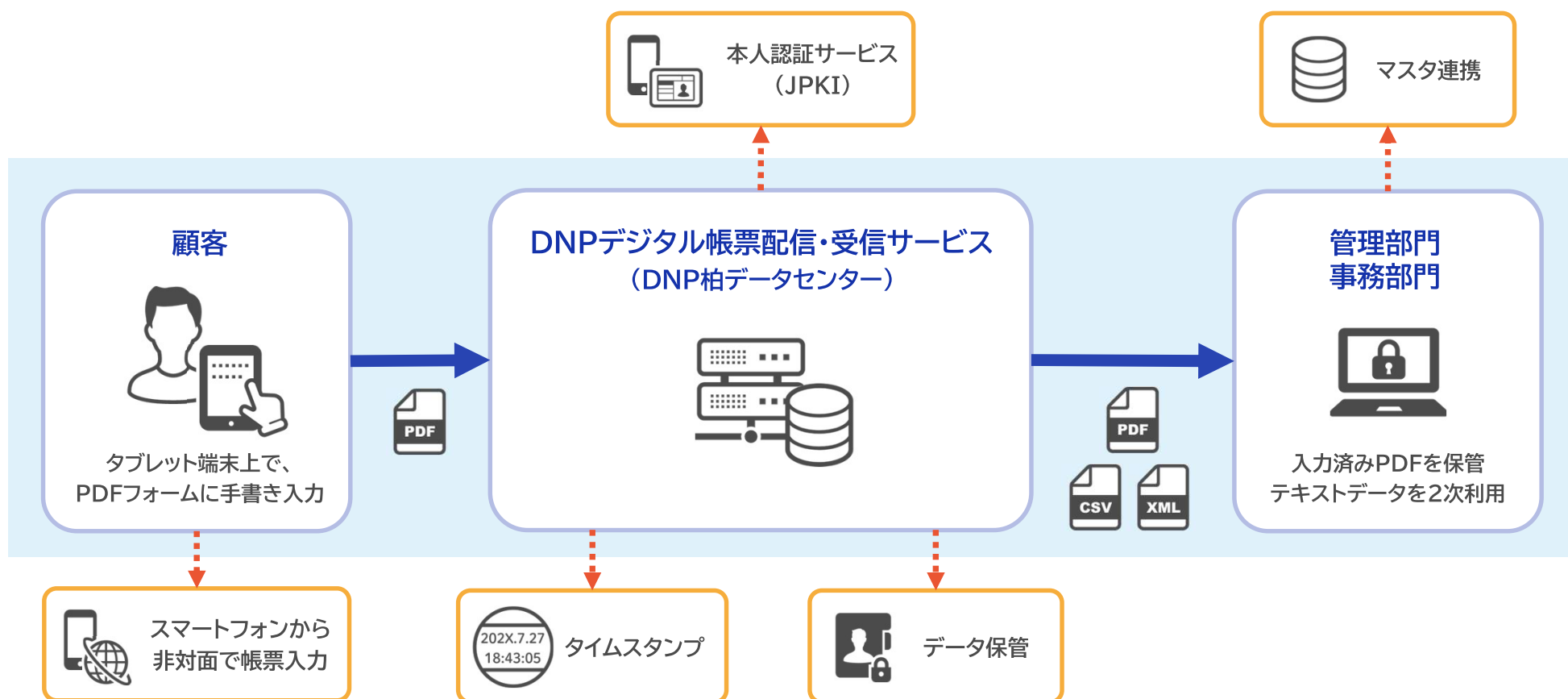


02.対面における本人確認について

行員が本人確認後、顧客が申込を行う 導入事例2:DNPデジタル帳票配信・受信サービス

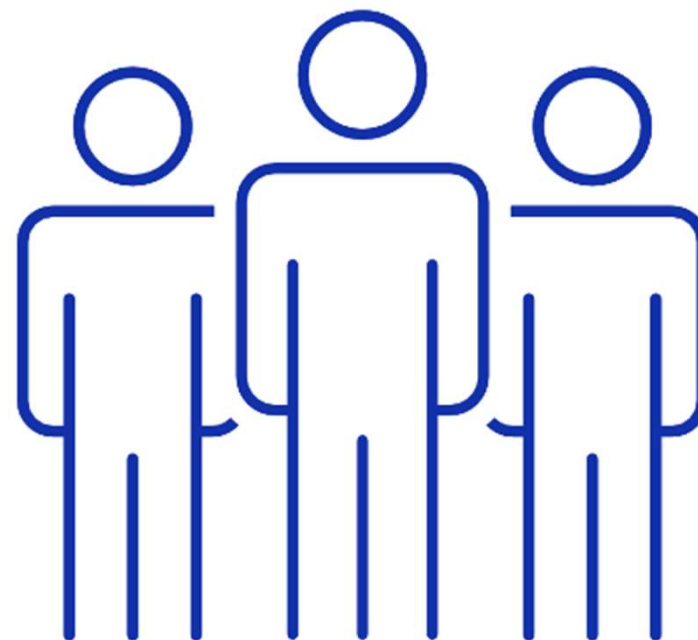
DNP

サービスの追加機能開発や他のサービスとの連携により、さらに利便性を高めることができます。



03

店頭でお使いいただける
本人確認サービス



03.店頭でお使いいただける本人確認サービス

何故、システム対応によるサポートが必要なのか

DNP

<人の判断によるリスク>

- ・身分詐称に気が付かず、見落としてしまう。
⇒ 自社が不利益を被るリスク
- ・有効期限切れを見逃してしまう。
⇒ 会社の信用問題に発展するリスク
- ・怪しい身分証明書の対応に苦慮してしまう。
⇒ 対応を誤ってクレームとなるリスク
- ・人の判断だと標準化が難しい。
⇒ 判断した人の心理的負担も大きい

<システム化の動き>

- ・2024年8月20日、デジタル庁が、事業者や自治体向けに、「**マイナンバーカード対面確認アプリ**」の提供を開始。App StoreとGoogle Playで提供。

システムを活用した厳格な本人確認が必要

- ・顔照合サービス・・・本人の同一性の確認



- ・本人確認書類の判定サービス・・・書類の真贋の確認



03.店頭でお使いいただける本人確認サービス

顔照合サービス(NEC NeoFace Cloud)

DNP

顔照合率99%以上の『NEC NeoFace Cloud』を採用して、本人の同一性確認を実施します。
顔照合スコアを活用することで、グレーゾーンのみを目視確認する、などといった運用が可能です。



NECの指紋認証技術、顔認証技術、虹彩認証技術は、
米国国立標準技術研究所(NIST)が実施したベンチマークテストにおいて、
いずれも99%以上の照合制度を有するとして、第1位の評価を獲得しています。
特に顔認証では、静止画に続き、認証が困難な動画認証においても第1位の性能評価を得ています。
(2009年MBGC、2010年MBE、2013年FRVT、2017年FIVE、2019年FRVE、2021年FRVT第1位評価の獲得)

03.店頭でお使いいただける本人確認サービス

本人確認書類の真贋判定(ID確認システムPRO)

DNP

ID確認システムPROは、ICチップ内の情報と券面スキャンデータから本人確認を行うシステムです。
本人確認書類の機械セット時にICチップの読み取りができなかった場合、または判定画面で「異常」表示が出た場合は、
本人確認書類の偽造、変造の疑いがあります。

ICチップ内の
情報確認



確認書類の
情報確認

本人確認書類の真贋判定(ID確認システムPRO)の特徴

DNP

01

当社独自の
運転免許証
真贋判定技術

PINなしでOK！

当社独自技術による運転免許証の真贋判定

【真贋判定チェックポイント】

- ① 有効期限確認
- ② 券面画像からの判定(独自技術)
- ③ 免許証番号OCR確認

※PIN:運転免許証発行時に設定する4桁の数字2つ(計8桁)



本人確認書類の真贋判定(ID確認システムPRO)の特徴

DNP

02

マイナンバー
カードを含む
身分証に対応

本人確認時に提示頻度が高い
顔写真付き身分証明書6種に対応



【確認できる身分証明書】

運転免許証/運転経歴証明書/
マイナンバーカード/在留カード/
特別永住者証明書/パスポート(日本国)

03.店頭でお使いいただける本人確認サービス

本人確認書類の真贋判定(ID確認システムPRO)の特徴

DNP

03

有効期限切れ
チェック

提示された身分証明書の 有効期限をシステムで自動チェック！

有効期限切れていない

有効期限切れている

IC内情報		
PIN入力		
判定	項目名	項目値
	交付年月日	2022年12月11日
○	有効期限	2027年12月19日
	仕様バージョン	008

IC内情報		
PIN入力		
判定	項目名	項目値
	交付年月日	2016年03月28日
△ ❶	有効期限	2018年09月24日
	仕様バージョン	006

運転免許証の真贋判定結果

前の手順に戻る

運転免許証の真贋判定結果を判定します。
真贋結果：正常または未実施 真贋結果：異常

真贋結果

交付番号	123456789123
交付年月日	2022年12月11日
有効期限	2027年12月19日
仕様バージョン	008

真贋 - おまて

本人確認フロー終了

エビデンス作成

運転免許証の真贋判定結果

前の手順に戻る

運転免許証の真贋判定結果を判定します。
真贋結果：正常または未実施 真贋結果：異常

真贋結果

交付番号	123456789123
交付年月日	2016年03月28日
有効期限	2018年09月24日
仕様バージョン	006

真贋 - おまて

本人確認フロー終了

エビデンス作成

券面に「平成36年」と記載がある身分証明書もシステムで自動判定！

03.店頭でお使いいただける本人確認サービス

本人確認書類の真贋判定(ID確認システムPRO)の特徴

DNP

04

券面情報の
テキスト出力
(OCR)

券面情報の活用で入力業務を効率化。券面OCR機能を搭載
テキスト出力して他システムとの連携も可能

氏名	アイディーさくら																																		
住所	東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1																																		
生年月日	昭和62年11月08日		31																																
交付年月日	令和1年12月5日		31																																
有効期限	令和6年12月8日		31																																
免許番号	990600000062																																		
照会番号	00001																																		
二・小・原取得日			31																																
他取得日	平成19年03月03日		31																																
二種取得日			31																																
取得免許	<table><tr><td>大型</td><td>☐</td><td>原付</td><td>☐</td></tr><tr><td>中型</td><td>☒</td><td>大二</td><td>☐</td></tr><tr><td>準中型</td><td>☐</td><td>中二</td><td>☐</td></tr><tr><td>普通</td><td>☐</td><td>普二</td><td>☐</td></tr><tr><td>大特</td><td>☐</td><td>大特二</td><td>☐</td></tr><tr><td>大自二</td><td>☐</td><td>け引</td><td>☐</td></tr><tr><td>普自二</td><td>☒</td><td>け引二</td><td>☐</td></tr><tr><td>小特</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table>			大型	☐	原付	☐	中型	☒	大二	☐	準中型	☐	中二	☐	普通	☐	普二	☐	大特	☐	大特二	☐	大自二	☐	け引	☐	普自二	☒	け引二	☐	小特	☐		
大型	☐	原付	☐																																
中型	☒	大二	☐																																
準中型	☐	中二	☐																																
普通	☐	普二	☐																																
大特	☐	大特二	☐																																
大自二	☐	け引	☐																																
普自二	☒	け引二	☐																																
小特	☐																																		
公安委員会印	東京都公安委員会																																		

運転免許証券面OCR変換編集画面

氏名	アイディーさくら																																	
住所	東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1																																	
生年月日	昭和62年11月08日																																	
交付年月日	令和1年12月5日																																	
有効期限	令和6年12月8日																																	
免許番号	990600000062																																	
照会番号	00001																																	
二・小・原取得日																																		
他取得日	平成19年03月03日																																	
二種取得日																																		
取得免許	<table><tr><td>大型</td><td>☐</td><td>原付</td><td>☐</td></tr><tr><td>中型</td><td>☒</td><td>大二</td><td>☐</td></tr><tr><td>準中型</td><td>☐</td><td>中二</td><td>☐</td></tr><tr><td>普通</td><td>☐</td><td>普二</td><td>☐</td></tr><tr><td>大特</td><td>☐</td><td>大特二</td><td>☐</td></tr><tr><td>大自二</td><td>☐</td><td>け引</td><td>☐</td></tr><tr><td>普自二</td><td>☒</td><td>け引二</td><td>☐</td></tr><tr><td>小特</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table>		大型	☐	原付	☐	中型	☒	大二	☐	準中型	☐	中二	☐	普通	☐	普二	☐	大特	☐	大特二	☐	大自二	☐	け引	☐	普自二	☒	け引二	☐	小特	☐		
大型	☐	原付	☐																															
中型	☒	大二	☐																															
準中型	☐	中二	☐																															
普通	☐	普二	☐																															
大特	☐	大特二	☐																															
大自二	☐	け引	☐																															
普自二	☒	け引二	☐																															
小特	☐																																	
公安委員会印	東京都公安委員会																																	

戻る 変更を反映する

※運転免許証/運転経歴証明書/在留カード/
特別永住者証明書に対応した機能です
※傷や汚れにより誤読する可能性があります。
(手修正可能)

03.店頭でお使いいただける本人確認サービス

本人確認書類の真贋判定(ID確認システムPRO)の特徴

DNP

05

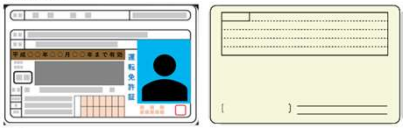
帳票・
エビデンス作成
(マスキング)

本人確認後の身分証コピーが簡単
機微情報項目を自動マスキング

本人確認記録簿

本人確認書類	
種類	運転免許証
免許番号	0000000000000
IC読み取り結果	☒ 正常 ☐ 異常
真贋度	☒ 本物 ☐ 偽物の可能性あり ☐ 判定不能
整合性	☒ 正常 ☐ 異常
有効期限	☒ 有効 ☐ 無効 2027/12/19
居住署名	-
有効期限署名	-
システム判定	☒ 正常 ☐ 異常

■本人確認書類

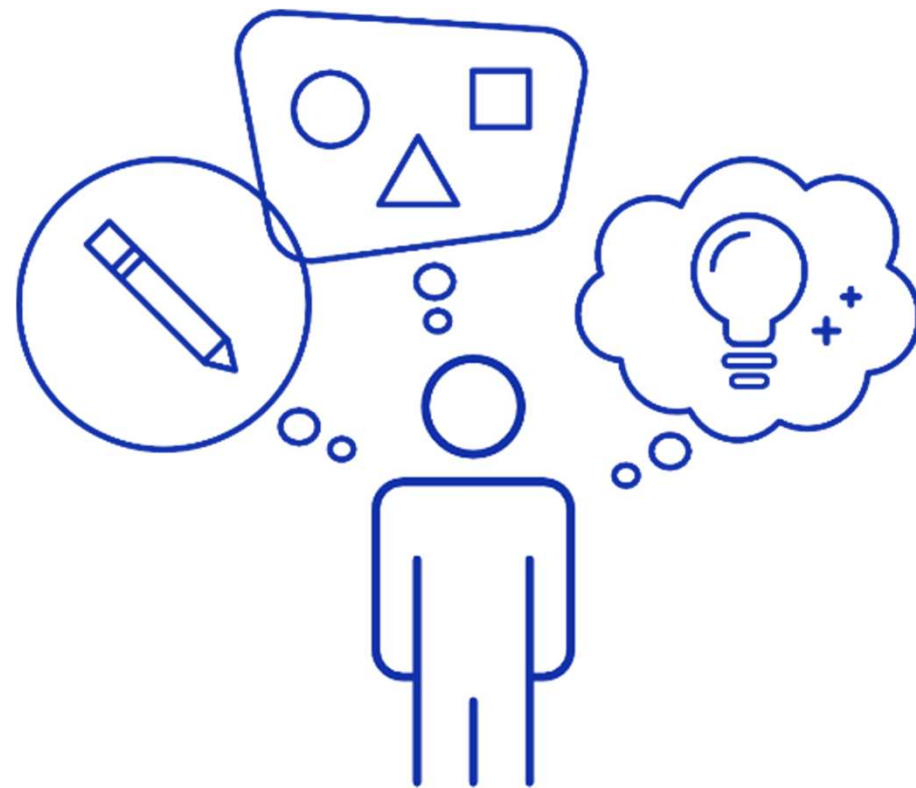


エビデンス出力機能で
外出時も身分証コピー可能
(印刷出力/PDF保存)

マスク部分	
免許証表面の 【条件】	
免許証裏面の 【臓器提供】	
マイナンバーカード表面の 【臓器提供】	
マイナンバーカード表面の 【性別】	
在留・特永カード表面の 【性別】	
パスポートの 【性別】	

04

ディスカッション



A. 店頭でのeKYC対応について

- ・店頭に来られた顧客であっても、eKYCで本人確認をすることで行員様の業務効率化・平準化が図れると思いますが、いかがでしょうか。

B. 本人確認書類のコピー取得について

- ・顧客からコピー取得を拒否された場合、どうされますか。

C. スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードを利用する場合の、対面の本人確認方法について

- ・スマートフォン画面と当人の容貌を目視で確認されますか。
eKYCで本人確認が完了すれば、対面の接客が不要になると思いますが、いかがでしょうか。
- ・本人確認書類のコピーは必要になりますか。必要な場合、顧客のスマートフォン画面をどのようにコピーされますか。

未来のあたりまえをつくる。

DNP

「未来のあたりまえをつくる。」はDNPの登録商標です。